

I 応募資格について

1 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制の志願者について

(1) 審査等を要しない者

府内の中学校卒業者（中学校には、中学校に準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程を含み、卒業者には、修了者及び令和8年3月に卒業又は修了する見込みの者を含む。以下同じ。）で、本人の住所が府内にあり、かつ次の各項のいずれかに該当する者は、審査等なしで出願できます。

- ① 父母の住所がともに府内にある
- ② 父又は母のいずれか一方が死亡し、他の一方の住所が府内にある
- ③ 父母ともに死亡し、法律で定められた後見人の住所が府内にある
- ④ 父母が離婚し、親権を行う父又は母の住所が府内にある

(注1) 住所とは、住民登録がされている居所です。以下同じ。

(注2) 養子縁組をしている場合、父・母は養父・養母です。

(2) 審査等を要しない者のうち、入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

本人が府内に居住し、次の各項のいずれかに該当する者は、入学志願特別事情申告書（様式121（秋季選抜においては様式122））の提出が必要です。

なお、原則として、事情を証明する資料の添付は必要ありません。

ア 府内の中学校卒業者のうち、

- ① 本人の住所が府内にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない
- ② 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない
- ③ 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない
- ④ 実施要項「第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜」の「本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者が志願できる選抜」を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する場合
 - a 本人の住所が能勢町又は豊能町にあり、保護者のうちの一方（父又は母）の住所は能勢町又は豊能町にあるが、他の一方の住所が特別の事情により能勢町又は豊能町にない
 - b 本人の住所は能勢町又は豊能町にあるが、特別の事情により保護者の住所が能勢町又は豊能町にない
 - c 本人は能勢町又は豊能町に居住しているが、特別の事情により住所が能勢町又は豊能町にない
 - d 入学日までに、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に転居することが確実である
ただし、大阪府立豊中高等学校能勢分校への入学手続きをするため、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が能勢町外及び豊能町外に再び転居することが予定されている場合は除く

(注) ④dについては、大阪府立豊中高等学校能勢分校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等学校長に提出してください。

イ 他府県の中学校卒業者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうちの少なくとも一方の住所が府内にある

○ 入学志願特別事情申告書の作成要領

- (ア) 実施要項に示す入学志願特別事情申告書（様式 121（秋季選抜においては様式 122））を保護者又はこれに代わる者に作成させ、中学校長は記載された内容に相違ないことを確認してください。
- (イ) 特別事情については、資料等の提示を求めるなどして確認してください。

なお、事情が複雑な場合には、中学校を所管する教育委員会に問い合わせてください。事情を証明する資料の提出を必要とする場合もあります。

(3) 審査等を要する者（教育委員会の承認書を必要とする者）

府内の中学校卒業者、他府県の中学校卒業者又は外国における中学校に相当する学校の卒業者のうち、次の各項のいずれかに該当する者は、応募資格審査申請書による審査を要します。

- ① 本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実である
ただし、高等学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は除く
- ② 本人及び保護者の住所が近隣府県にあって、地形及び交通機関等の関係上、その府県の高등학교に通学することがはなはだしく困難であるか又はその府県に志望する学科が設置されていない場合で、府内の高等学校にその住所から通学できる
- ③ 芸能文化科を志願する者にあつては、当該学科を設置する高等学校に保護者又は保護者代理（保護者の代わりに本人を養育する者）のもとから通学可能である
- ④ 外国において、9年の課程を修了した者で、本人及び保護者の住所が府内にある
- ⑤ その他特別な事情がある

高等学校を所管する各教育委員会の応募資格審査担当課の所在地及び電話番号は 21 ページを参照してください。

2 定時制及び通信制の課程の志願者について

(1) 入学志願特別事情申告書を必要としない者

- ・ 本人の住所又は勤務先が府内にある者
- ・ 入学日までに勤務先が府内になることが確定している者

(2) 入学志願特別事情申告書を必要とする者

次の各号のいずれかに該当する者が定時制又は通信制の課程に志願するときは、入学志願特別事情申告書（様式 121（秋季選抜においては様式 122））の提出が必要です。

ア 事情を証明する資料の提出を必要としない者

本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

なお、事情が複雑な場合には、中学校を所管する教育委員会に問い合わせてください。事情を証明する資料の提出を必要とする場合もあります。

イ 事情を証明する資料の提出を必要とする者

- ① 本人の住所が入学日までに府内になることが確実な者
ただし、高等学校への入学手続きをするため本人が府内に一時的に転居し、入学後、府外に再び転居することが予定されている場合は除きます。
- ② その他特別な事情のある者